

# ● 新たな化学物質管理制度が施行されつつあります。

労働安全衛生法の関係省令の改正により、自律的化学物質管理への移行がスタートしています  
(一部2022年5月開始、化学物質管理者及び保護具着用管理責任者の選任は2024年4月1日から施行)

こんなことで、困っていませんか。

- ・だれに相談したらよいか分からない。
- ・法令の改正項目が多く、具体的に何をしなければいけないの分らない。
- ・対策費用が高額になるのではないか。
- ・化学物質のことが分かる担当者がいない。
- ・化学物質のリスクアセスメントのやり方が分らない。

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部にご相談ください。法律に規定されているコンサルタントが相談に応じます。



- 化学物質による労働災害が年間450件程度で推移しています(埼玉県令和4年有害物質による災害27件)。災害発生時には所轄労働基準監督署に届出が必要です。

このような表示を見たことはありませんか？

GHS絵表示



## 改正された法規制のポイント

- 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの対象物質が拡大します。  
(現在) 674物質 ⇒ (2026年) 約2900物質
- 2 リスクアセスメント対象物質について、リスクアセスメント結果に基づき必要な措置を講じてばく露を最小限度にすることが求められます
- 3 新たに濃度基準値が設定された67物質のばく露を基準値以下にすることが求められます。(濃度基準値は、今後追加されます)
- 4 化学物質を製造・取り扱う労働者に適切な保護具を使用させることが求められます(保護具着用管理責任者の選任)
- 5 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます  
(化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成、保存等)